

第 1 0 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 月 1 0 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第10回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年1月10日（水） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 （11名）

1 番 4 番

5 番 6 番

7 番 8 番

9 番 10 番

11 番 12 番

13 番

4 欠席委員 （2名）

2 番 3 番

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長あいさつ

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第46号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第47号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

議案第48号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長 主 幹

副主幹 主 任

7 議事録署名委員 1 番

4 番

8 会議の概要

事務局 長	それでは、修礼を行いますのでご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席11人であります。欠席委員は、2番の委員、3番の委員であります。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定
-------	---

会 長 事 務 局 長	足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。 ただいまより鹿角市農業委員会第１０回総会を開催いたします。 開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第１１条の規定により会長が議長を務めます。よろしくお願いします。
議 長 事 務 局 長 議 長	それでは、事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、ご了承いただきたいと思います。
議 長 委 員 一 同 議 長	それでは、次に議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。 １番の委員、そして４番の委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。よろしくお願いをいたします。
議 長 事 務 局	それでは、最初に報告第１０号 農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案の２ページをお開きください。 報告第１０号 農地法第１８条第６項の規定による通知について。 農地法第１８条第６項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 ３ページをお開きください。 第１８条第６項 【受付番号１０４番から１１２番を議案書を基に説明】
議 長 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	説明は以上です。 ただいま説明が終わりましたがけれども、ご質問等ありましたらご発言願います。何かございませんか。 何かご質問等ございませんか。よろしいですか。 （「なし」の声） それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） そのように決定します。
議 長 事 務 局	次に、議案第４４号 農地法第３条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案の６ページをお開きください。

議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	議案第４４号 農地法第３条の規定による許可申請について。 農地法第３条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 ７ページをお開きください。 第３条 【受付番号３２番から３３番を議案書を基に説明】 以上です。 説明が終わりましたけれども、ご質問があればご発言いただきたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局 議 長 委 員 議 長	次に、議案第４５号 農地法第５条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 議案の８ページをお開きください。 議案第４５号 農地法第５条の規定による許可申請について。 農地法第５条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 ９ページをお開きください。 第５条 【受付番号２５番から２７番を議案書を基に説明】 以上です。 説明が終わりましたけれども、ここで現地調査に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。１番の委員はどうですか。 ２５番と２６番、２か所について写真で確認しております。 それで、この２５番の案件は、私、時々歩いている場所ですので、最近、宅地化されてどんどん家が建っているような状態のところでした、まず宅地として利用しても問題ないと考えております。 それから、２６番についても、部分的に従前から使われているということで、追認みたいな感じになると思うのですが、まず特段ほかのところに迷惑がかかるような問題ではないと思います。 以上です。 それから、もう一方、８番の委員はどうですか。

委 員	8 番小笠原です。
議 長	受付番号の 27 番ですけれども、事務局から説明があったように住宅地に入っておりまして、支障ないと思います。
委 員 一 同	ご苦労さまでした。
議 長	ほかの委員より何かご質問があればご発言いただきたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ご質問がないようでございますので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第 46 号 農地転用事業計画変更承認申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の 10 ページをお開きください。
	議案第 46 号 農地転用事業計画変更承認申請について。
	通達に基づき、承認申請が別紙のとおりであったので、意見を求めます。
	農地別内訳ですが、以下のとおりです。
	11 ページをお開きください。
	【受付番号 3 番から 4 番を議案書を基に説明】
	説明は以上です。
議 長	ただいま説明が終わりましたがけれども、何かご質問等ございましたらご発言願います。
委 員	この 4 番に関して、現状は田んぼになっているのですか。
事 務 局	農地ではありますが、田として利用はしておらず、土は固く木もまばらに生えているようですが、一年に一回、草刈りはしているようです。
委 員	確か周りは農地でないよね。
事 務 局	ではないですね。左側がアパートで、後ろのほうの国道沿いはアパートが建っていますし、その右も通路になっているので、周りも大体宅地です。
議 長	よろしいですか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第 47 号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案の 12 ページをお開きください。
	議案第 47 号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。
	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改定により改正前の

議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 13 ページをお開きください。 利用権設定 【受付番号 407 番から 431 番を議案書を基に説明】 以上です。 ただいま説明が終わりましたけれども、何かご質問ございましたらご発言いただきたいと思います。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	次に、議案第 48 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、事務局の説明を求めます。 23 ページをお開きください。 議案第 48 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 24 ページをご覧ください。 【受付番号 19 番から 20 番を議案書を基に説明】 説明は以上です。 ただいま説明が終わりましたけれども、この議案について何かご質問等ありましたらご発言願います。何かございませんか。よろしいですか。 (「なし」の声) ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。 以上をもちまして議案については全て終了いたしました。